

芸西村役場庁舎 ZEB 化改修工事
公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 10 月

芸 西 村

1 業務の概要

(1) 業務名

芸西村役場庁舎 ZEB 化改修工事

(2) 目的

本業務は、芸西村役場庁舎において老朽化の著しい空調設備を更新することで、近年の酷暑に対応可能な空調環境を整備するとともに、施設の省エネルギー化を図ることを目的とする。本空調設備は、経年劣化により突発的な機能停止が懸念される状態にあるため、これを早急に改修する必要がある。また、地方債（脱炭素化推進事業債）を活用するため、本業務により芸西村役場庁舎が ZEB 基準相当を満たすことについて第三者認証※を受ける必要がある。このため、本事業は、設計施工一括方式（受注者が本仕様書を基に、設計、施工等の業務を一括して行う方式）を採用し、民間事業者の持つノウハウの活用により、効率的かつ効果的に実施するものとする。

※建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者による評価のこと

(3) 業務方式

本業務は、民間事業者の新技术等の活用、創意工夫により、コスト縮減、工期短縮、省エネルギー化を図るため、プロポーザル方式により提案を広く求め、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定し、提出された企画提案書の内容を基に、空調設備の「設計」、「施工」及び「コミッショニング業務」について契約を締結するものである。

(4) 業務概要

ア 対象施設

芸西村役場庁舎（高知県安芸郡芸西村和食甲 1262）

イ 内容：空調設備の更新等

（「芸西村役場庁舎 ZEB 化改修工事 仕様書」のとおり）

- ① 事業者は、本村と締結する契約に基づき、芸西村役場庁舎における空調設備の更新等を行うもの。
- ② 地方債（脱炭素化推進事業）を活用して業務を実施するため、本業務により芸西村役場庁舎が ZEB 基準相当又は省エネルギー基準を満たすことについて第三者認証を受ける必要がある。第三者認証は、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を指す。

(5) 履行期限：令和 10 年 3 月 31 日

(6) 提案限度額

総額 91,355,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ この金額は提案内容の規模を示すもので、予定価格を示すものではない。業務履行に要する経費の参考として示すものである。

※ 提案限度額の上限金額を超える場合は失格とする。

2 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 参加者は、複数の企業で構成するグループ（複数企業の共同）で参加することとする。

イ 応募する際は、事業役割を担う代表者を 1 者選定すること。なお、【様式第 3 号】を提出する際、代表者は、「設計」又は「施工」いずれかの役割区分に該当する者でなければならない。

(2) 本業務に参加する者の参加資格要件

参加者は、参加申込書の提出日において、次の要件を全て満たすこと。

なお、設計業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、施工業務を行うことができない。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

ア 共通事項

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- ③ 会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- ④ 芸西村建設工事指名停止等措置要綱（平成 15 年芸西村要綱第 20 号）、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年高知県告示第 598 号）、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年高知県告示第 638 号）に基づく指名停止期間中である者でないこと。

- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- ⑥ 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

イ 設計業務を行う者

- ① 令和 8 年 11 月 2 日時点において、本村の令和 8・9 年入札参加名簿（測量建設コンサルタント等入札参加者一覧）に登録があること。
- ② 令和 3 年度以降、官公庁との間で、空調設備の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- ③ 設計責任者は、建築士法に基づく一級建築士または建築設備士の資格を保有すること。

ウ 施工業務を行う者

- ① 工事の種類に応じた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けた者であること。
- ② 令和 8 年 11 月 2 日時点において、本村の令和 8・9 年入札参加名簿（建設工事県内指名名簿（県内業者））に登録があること。
- ③ 令和 8・9 年度工事県内指名名簿（県内業者）の主たる工事となる管工事のランクが A であること。
- ④ 高知県内に建設業法上の営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）で定めるこれに準ずるものをいう。）を有する者であること。
- ⑤ 令和 3 年度以降、官公庁との間で、空調設備改修を含む工事の完了実績を有すること。

エ コミッショニング業務を行う者

- ① 令和 8 年 11 月 2 日時点において、本村の令和 8・9 年入札参加名簿（測量建設コンサルタント等入札参加者一覧）に登録があること。
- ② 令和 3 年度以降に完了した公共施設のコミッショニング業務の実績を有していること。

3 プロポーザルに係る留意事項

(1) スケジュール

事 項	年 月 日
募集開始（村ホームページ）	令和 8 年 10 月 14 日（水）
募集要領等に関する質疑締切	令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時 15 分
質疑回答	令和 8 年 10 月 30 日（金）
現地見学受付締切	令和 8 年 11 月 2 日（月）
参加申込書提出期限	令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 15 分
現地見学	令和 8 年 11 月 4 日（水）～11 月 6 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 6 日（金）
提案書等提出締切	令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 15 分
提案書等の審査	令和 8 年 11 月下旬（予定）
提案書等の審査結果通知	令和 8 年 11 月下旬（予定）
契約交渉・仮契約	令和 8 年 12 月上旬（予定）
本契約の締結（議会の議決）	令和 8 年 12 月（予定）

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合は、11 月 2 日（月）必着とする。

イ 提出場所

芸西村総務課 総務税務係

〒781-5792

高知県安芸郡芸西村和食甲 1262

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留・特定記録・レターパック等郵便追跡サービスが利用できる郵便に限る。

エ 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各 1 部提出すること。

【様式第 1 号】参加申込書

【様式第 4 号】受注実績調書

【様式第 2 号】誓約書兼承諾書

【様式第 5 号】会社概要書

【様式第 3 号】業務実施体制表

【様式第 6 号】業務実績調書

オ 審査結果通知

参加申込者の参加資格を本要領に基づき審査し、令和 8 年 11 月 6 日（金）に、審査結果を申込者全員に対して通知するものとする。

カ 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を総務課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(3) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式第 7 号】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時 15 分まで

イ 確認先

芸西村総務課 総務税務係

電 話 番 号：0887-33-2111

電子メール：soumu@vill.geisei.lg.jp

ウ 質疑書の回答

参加申込みした者全員に電子メールで行う。

回答は、令和 8 年 10 月 30 日（金）に行う。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書は(5)に基づき、見積書は(6)に基づき作成し提出すること。なお、提案は 1 事業者につき 1 案とする。

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 15 分まで

イ 提出先

芸西村総務課 総務税務係

ウ 提出方法

① 提出先への持参のみ

② A 4 版用紙、横使用、横書き、両面印刷可、左綴じとし、頁数をつけ、A 4 フラットファイルに綴じること。なお、図面は A 3 版の挿入も可能とするが、A 3 版を挿入する場合は、片袖折りで A 4 版サイズに折り込むこと。

エ 提出書類

企画提案書（正）〈任意の様式〉 1 部

企画提案書（副）〈任意の様式〉 5 部

※ 副本は、業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。

見積書（任意様式） 1 部

(5) 企画提案書の作成

下記の項目について、20 頁以内（片面換算）に簡潔に記載すること。フォントサイズは 11 ポイント以上とする。

ア 業務実施方針

イ 業務実施体制及び実施工程

ウ 改修後の省エネルギー効果試算結果

国立研究開発法人建築研究所エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）の標準入力法を用いたエネルギー消費性能の計算結果がある場合には高く評価する。

エ その他提案

(6) 見積書作成要領

ア 見積書の様式は任意とする。

イ 見積書には、総額（税込）を記入すること。

ウ 項目別の内訳書も併せて提出すること。

※ 提出書類の記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(7) 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。選定にかかる審査は、(8)に定めるところによる。契約候補者に対しては、契約候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和 8 年 11 月下旬（予定）までに通知する。審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。契約候補者は、選定後速やかにホームページで公表する。

(8) 審査方法及び選定基準

ア 審査方法

《一次審査》参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、提案書の提出者を選定

《二次審査》プレゼンテーション実施（提案内容の確認のため必要に応じて実施）

※ 詳細については、一次審査の有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

① 実施予定日：令和 8 年 11 月下旬

② 実施場所：芸西村役場

③ 出席者：4 名以内

④ 持ち時間：30 分以内（プレゼンテーション時間 15 分、質疑応答 15 分）

⑤ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコンの使用を認めるが、事前に連絡すること。その場合、スクリーン及びプロジェクター（VGA・HDMI 接続可能）以外の機器は、各者

用意すること。

⑥ 選定委員会の構成：委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 1 人 合計 3 人

⑦ そ の 他 ：審査内容は、非公開とする。

イ 選定基準

二次審査の選定基準は、表 1 審査項目の内訳及び審査の視点のとおり

ウ 契約候補者の決定

選定委員会による審査を経て、選定委員全員の総得点が高い者から順位付けを行い、最低基準点（総得点が満点の 60%）以上の者で、総得点が最も高い者を契約候補者とする。審査の総得点が高点の場合は、提案価格が廉価な者を上位とする。また、契約候補者と協議が整わなかった場合は、最低基準点以上の者で総得点が 2 番目の者を次点者とする。なお、提案の応募が 1 者であった場合でも、審査・選考を行うものとし、審査・選考の結果、最低基準点以上でない場合は、本プロポーザルによる契約は、行わない。

エ 審査結果通知

審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

表 1 審査項目の内訳及び審査の視点

審 査 項 目		配点
企業等の実績に関する評価	企業の経験 ・国又は地方公共団体等との間で、空調設備改修を含む工事等の完了実績があるか。	10
	担当技術者の経験 ・国又は地方公共団体等との間で、空調設備改修を含む工事等の完了実績があるか。	10
提案書に関する評価	業務目的 ・本業務の課題 ・業務の進め方 等	20
	省エネルギー改修内容について ・更新対象設備について ・更新により期待できる効果 ・省エネルギー効果の算定根拠 等	20
	設計、施工及びコミッシング業務について ・実施体制 ・スケジュール ・各業務における実施計画 ・各年度の保守内容、費用 等	20
価格提案に関する評価		20
計		100

(9) 契約

ア 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し、12月上旬に仮契約を締結する。
なお、仮契約は議会における議決を経て本契約となる。議会における議決は、令和8年12月を予定している。

また、【様式第3号】業務実施体制表に基づき、役割の区別ごとに個別に契約を締結する。

イ 次点であった者との交渉

契約候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

ウ 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、芸西村財務規則（平成16年芸西村規則第8号）

による。

4 現地見学

現地見학을希望する者は、事前に申込みのうえ行うこと。（現地説明は行わない。）

(1) 実施期間等

事前に申込みのうえ、次の期間の午前9時から午後5時の時間内に現地見学をすること。

令和8年11月4日（水）から令和8年11月6日（金）まで

(2) 申込み方法

【様式第8号】現地見学参加申込書により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。なお、現地見学申込書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(3) 申込み先

芸西村総務課 総務税務係

電話番号：0887-33-2111

電子メール：soumu@vill.geisei.lg.jp

(4) 留意事項

ア 参加者は4名以内とする。

イ 施設の業務に支障のないよう留意すること。

ウ 見学に必要なものは各自で用意すること。

エ カメラ等による撮影は可能とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、本業務以外での使用はしないこと。

オ 図面の貸出は不可とするが、カメラでの図面撮影は可能とする。

5 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

オ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

カ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

イ 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本村が複製

を作成することがある。

エ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。

オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

カ 提出された書類は芸西村情報公開条例（平成 15 年条例第 1 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

キ 企画提案書等の作成のために本村より受領した資料は、本村の許可なく公表又は使用することはできない。